

公的研究費の取扱い規程

日本ビーシージー製造株式会社

制定 平成24年 7月25日

改訂 2022年 2月22日

(目的)

第1条 当規程は、日本ビーシージー製造株式会社（以下「会社」という。）における、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）の運営・管理及び公的研究費による研究活動を適正に行うため、必要な事項を規定するものである。

(定義)

第2条 当規程において用いる用語の定義について示す。

(1) 公的研究費

各省各庁、又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金。

(2) 配分機関

公的研究費を配分する機関。

(3) 研究者

会社に所属し、公的研究費による研究活動を行う、会社に本務を持つ者及び会社に本務を持たない者。会社に所属していないが、公的研究費による研究活動において、会社で共同研究を行う者。公的研究費による研究活動において、会社の施設・設備を利用して研究支援業務に従事する者。

(4) 構成員

会社に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者。

(5) 不正

故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。また、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、及び、二重投稿、不適切なオーサーシップなどに代表される研究者倫理に反する行為及び利益相反に係る諸問題。

(6) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、会社が公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育。

(7) 研究者倫理教育

研究者を対象に、研究者に求められる倫理規範を習得させることを目的に実施する教育。コンプライアンス教育の一環として行われる。

(8) 啓発活動

会社が、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、全構成員を対象に実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、組織全体での取組について、その実効性を高めるもの。

(責任体系の明確化)

第3条 研究費不正の根絶を実現するためには、最高管理責任者の強力なリーダーシップの下、会社全体で取り組むことが求められ、最高管理責任者が不正防止に向けた取組を促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図る。

- 2 監査役は、公的研究費の運営・管理について重要な監査対象として確認する。
- 3 会社が、公的研究費の運営・管理を適正に行うために、会社内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して社内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を社内外に周知・公表する（責任体系図を別表1に示す）。
- 4 第4条から第7条に定める公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に関わる責任者は、管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には懲戒処分の対象となる

(最高管理責任者)

第4条 会社全体を統括し、公的研究費の管理・運営及び公的研究費による研究活動について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、代表取締役社長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正対策の策定に当たっては、取締役会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員と議論を深める。
- 5 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識向上と浸透を図る。
- 6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学省大臣決定 令和3年2月1日改正）第7節及び第8節に掲げられている間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、社内においても、不正が発生した部署等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部署等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動について会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、研究開発部門を所管する取締役をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、会社全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

- 3 統括管理責任者は、前項の具体的な対策として、不正防止計画、コンプライアンス教育や啓発活動等の計画を策定・実施する。
- 4 コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すものとする。

(研究コンプライアンス推進責任者)

第6条 会社内の各部署における公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動について実質的な責任と権限を持つ者として「研究コンプライアンス推進責任者」を定め、開発企画部長をもって充てる。

- 2 研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行う。
 - ① 会社内の各部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ② コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ③ 会社内の各部署等において、定期的に啓発活動を実施する。
 - ④ 会社内の各部署等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究者倫理教育を管理監督する者として、研究倫理教育責任者を置き、第6条1項に定める研究コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、研究者倫理教育を実施し、実施状況を管理監督するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(監査役)

第8条 監査役は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について会社全体の観点から確認し、意見を述べる。

- 2 監査役は、特に、統括管理責任者又は研究コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
- 3 監査役が当条1項及び2項に定める役割を十分に果たせるよう、モニタリングチーム、不正防止計画推進部署は、監査役と連携し、適切な情報提供を行う。
- 4 監査役は、当条1項及び2項で確認した結果について、取締役会において定期的に報告し、意見を述べる。

(関係者の意識向上)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

- 2 研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、コンプライアンス教育を実施する。

- 3 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- 4 コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 5 会社は、公的研究費による研究の実施及び、運用・管理にあたり、遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員に対し、誓約書の提出を求める。誓約書の提出がない場合、公的研究費による研究の実施及び運用・管理に携わることはできない。誓約書は原則として自署によること。
〈誓約書等に盛り込むべき事項〉
 - ・ 会社の規則等を遵守すること
 - ・ 不正を行わないこと
 - ・ 規則等に違反して、不正を行った場合は、会社や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること
- 6 研究コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、全ての構成員に対し、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。
- 7 啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものでなければならず、随時柔軟に見直しながら実施するものとする。

（ルールの特明確化・統一化）

- 第10条 会社は、公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に係る事務処理手続きについて、明確かつ統一的な運用を図る。ただし、合理的な理由がある場合には、複数の類型を設けることも可能とする。
- 2 事務処理手続きについては開発企画部が統括し、公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じてルールの見直しを行う。
 - 3 周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努める。
 - 4 ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず例外的処理を認める必要がある場合については、研究コンプライアンス推進責任者または統括管理責任者が、例外処理の指針を定め、手続きを明確化して行う。
 - 5 前項の例外的な処理を行ったときは、指針の決定者、例外的な処理を行う理由、手続きを記録するとともに、発生要因を分析し、必要に応じルールの見直しを行う。

（職務権限の特明確化）

- 第11条 不正を防止に必要である適切なチェックを達成するため、公的研究費に係る事務処理についての職務分掌は以下の通りとする。
- ・ 開発企画部：公的研究費に関する事務処理手続き全体の統括管理、関係書類の保存管理、相談窓口業務、間接費による購入において発注・検収業務
 - ・ 生産管理部：直接費による購入において発注・検収業務

- ・業務部：非常勤雇用者の勤怠管理
- ・経理部：直接費、間接費について支払い業務

- 2 上記職務分掌について、業務の変化により実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないか必要に応じ適切に見直す。
- 3 決裁が責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、公的研究費の決裁手続きを簡素化し、決裁者の人数を少人数に絞る。なお、間接経費の決済についてはこの限りではない。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

第12条 告発等の受付から調査に至るまでの体制についての責任者は、最高管理責任者とする。

- 2 告発等を受け付ける窓口の設置、不正に関わる調査の体制・手続き等については、「研究に係る不正調査等に関する規程」に則る。
- 3 「研究に係る不正調査等に関する規程」はホームページで公開し、また、コンプライアンス教育などで社内外へ積極的に周知させる。
- 4 不正が行われたと認定された場合、会社は、就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。
- 5 会社において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて構成員に周知する。

(防止計画推進部署)

第13条 最高管理責任者直属の組織として、会社全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、開発企画部をもって充てる。

- 2 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに会社全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 防止計画推進部署は監査役との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施)

第14条 防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、会社全体の状況を体系的に整理し評価する。

- 2 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、会社全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 3 不正防止計画の策定に当たっては、当条第1項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- 4 公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動に関わる全ての構成員は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。
- 5 不正防止計画への取組に部署等によるばらつきが生じないように会社全体の観点からのモニタリングを行う。

(適正な運営・管理活動)

第15条 開発企画部は、予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執

行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

- 2 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を把握するため、研究者は購買起案の際、支出財源を明らかにすること。
- 3 業者に対し、会社の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や会社におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 会社の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること”

（不正取引業者への措置）

第16条 最高管理責任者は、取引業者が別表2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合、別表に定める期間の範囲内で取引停止の措置を講じる。

- 2 最高管理責任者は取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになった場合、別表に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 3 最高管理責任者は、取引業者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合においても必要であると認める場合、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（直接費用の適正使用）

第17条 公的研究費の直接費執行にあたり、研究者は業者に対し直接発注をしてはならない。

- 2 購入した物品は、必ず検収を行う。特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
- 3 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、研究者が行ってはならない。
- 4 換金性の高い物品については、金額の多寡に関わらず会社が適正に管理する。
- 5 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

（情報発信・共有化の推進）

第18条 公的研究費の運用や使用に関する社内外からの相談を受け付ける相談窓口を開発企画部に設置する。

- 2 不正への取り組みに関する会社の方針等を積極的に社内外に公表するものとする。

（モニタリングの在り方）

第19条 公的研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の直轄的な組織である内部監査部門としてモニタリングチームを設置し、会社全体の視点から内部監査を実施する。

- 2 モニタリングチームは、監査計画立案時、メンバーを決定する。メンバーは公的研究費の運用・管理及び公的研究費による研究活動に係らない事務職員とする。
- 3 モニタリングチームは、「内部監査実施要領」に基づき、毎年定期的に内部鑑査を実施する。実施に当たっては、以下の事に留意する。
 - ・ 会計書類の形式的要件等が具備されているかなどの財務情報に対するチェックを一定数実施する
 - ・ 公的研究費の管理体制の不備の検証を行う。
 - ・ 防止計画推進部署との連携を強化し、不正が発生するリスクを踏まえ、抜き打ちなどを含めたりスクアプローチ監査を実施する。
- 4 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及び研究コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 5 モニタリングチームは、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監査役との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、会社における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
- 6 会社は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学省大臣決定 令和3年2月1日改正）第7節（1）「文科科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。
- 7 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、会社全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

（記録の保存と開示）

第20条 会社は、公的研究費の運営・管理に関する文書及び公的研究費による研究活動に関する記録である実験ノート、研究資料等（文書、数値データ、画像など）及び試料（実験試料、標本）や装置などを一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

- 2 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験ノート、研究資料等（文書、数値データ、画像など）及び試料（実験試料、標本）や装置などを一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 3 公的研究費の運営・管理に関する文書及び実験ノート、研究資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、論文や報告等、研究成果発表後10年とする。ただし、他に守るべき省令、規程等がある場合、当規程とどちらか長い方の期間とする。
- 4 試料（実験試料、標本）や装置などの「もの」の保存期間は、原則、論文や報告等、研究成果発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

（規程の改廃）

第21条 本規程の改廃は、伺い書による社長決裁とする。但し、社長が必要と認めた場合、取締役会での決議事項とする。

附則

第22条 本規程は、平成24年7月25日付制定実施する。

2 本規程は、平成27年3月1日付改訂実施する。

3 本規程は、平成29年4月1日付改訂実施する。

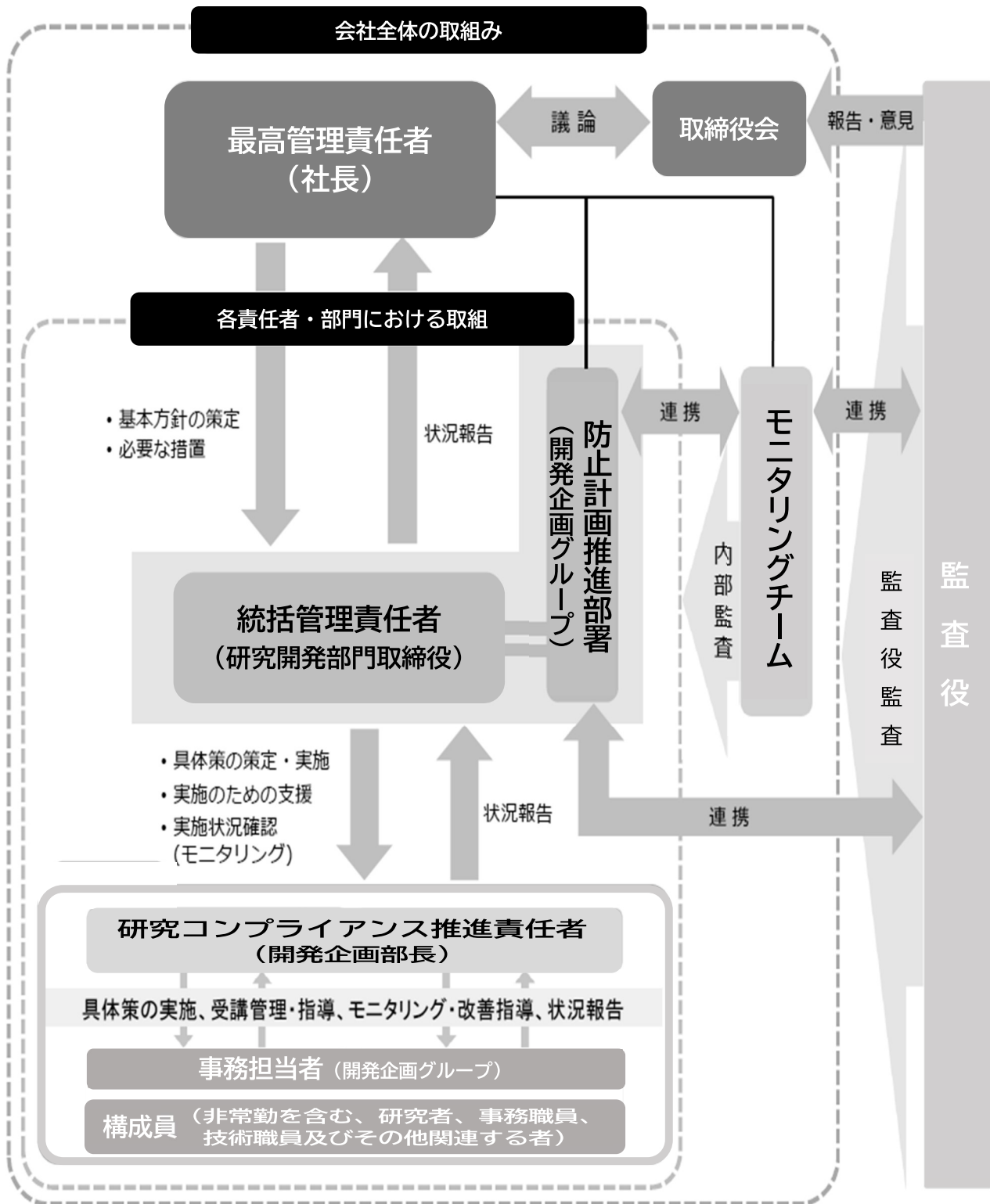
4 本規程は、平成29年12月27日付一部改訂し、この改訂は、平成29年12月 1日より実施する。

5 本規程は、2018年 7月31日付改訂実施する。

6 本規程は、2022年 2月 22日付改訂実施する。

[別表1]

日本ビーシージー製造株式会社における社内責任体系図



[別表 2]

不正取引業者への措置基準

措置要件	取引停止期間
会社発注の契約に際し、必要として求めた調査資料等に虚偽の記載をする等、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内
会社発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内
会社発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者及び第三者に損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6ヶ月以内
会社発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4ヶ月以内
上記のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為等があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6ヶ月以内